

昭和三十三年法律第八十四号
工業用水道事業法

目次

- 第一次 総則（第一条・第二条）
- 第二章 事業（第三条―第十一条）
- 第三章 施設（第十二条―第十五条）
- 第四章 供給（第十六条―第二十条）
- 第五章 雜則（第二十一条―第二十六条）
- 第六章 罰則（第二十七条―第三十一条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工業用水道事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もつて工業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「工業」とは、製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいう。

この法律において「工業用水」とは、工業の用に供する水（水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く。）をいう。

この法律において「工業用水道」とは、導管により工業用水を供給する施設であつて、その供給をする者の管理に属するものの総体をいう。

この法律において「工業用水道事業」とは、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給する事業をいう。

この法律において「工業用水道事業者」とは、工業用水道事業を営むことについて次条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けた者をいう。

この法律において「工業用水道施設」とは、工業用水道事業者の工業用水道に属する施設をいう。

第二章 事業

(事業の届出及び許可)

第三条 地方公共団体は、工業用水道事業を営もうとするときは、その工業用水道施設の設置の工事の開始の日の六十日前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第二条 地方公共団体以外の者は、工業用水道事業を営もうとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならぬ。

第四条 前条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した届出書又は申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 給水区域

三 給水能力

四 水源の種別及び取水地点

五 前項の届出書又は申請書には、事業計画及び工業用水道施設の工事設計を記載した書類その他経済産業省令で定める書類を添しなければならない。

(許可の基準)

第五条 経済産業大臣は、第三条第二項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでな

ければ、同項の許可をしてはならない。
一 その工業用水道事業の開始が工業における一般の需要に適合すること。

二 その工業用水道事業の計画が確実であること。
三 その工業用水道施設の工事設計が第十一條に規定する施設基準に適合していること。

四 その他その工業用水道事業の開始が工業の健全な発達のため必要であり、かつ、適切であること。
(給水能力等の変更)

第六条 地方公共団体たる工業用水道事業者は、第四条第一項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、その変更に必要な工業用水道施設の変更の工事の開始の日の四十日前まで(工事を要しないときは、その変更前)に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

二 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、第四条第一項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

三 前条の規定は、前項の許可に準用する。
(氏名等の変更)

第七条 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(承継)
第八条 地方公共団体以外の工業用水道事業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、工業用水道事業者の地位を承継する。

二 前項の規定により工業用水道事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

三 前条の規定は、前項の許可を受けなければならない。

(事業の休止及び廃止)

第九条 地方公共団体たる工業用水道事業者は、その工業用水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

二 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、経済産業大臣の許可を受けなければ、工業用水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

三 経済産業大臣は、工業用水道事業の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるときは、前項の許可をしなければならない。

(事業の許可の取消)

第十条 経済産業大臣は、地方公共団体以外の工業用水道事業者が正当な理由がないのに第三条第二項の許可を受けた後三年以内にその事業を開始しないときは、同項の許可を取り消すことができる。

(事業の許可の取消)

第十一条 経済産業大臣は、地方公共団体以外の工業用水道事業者が前条第二項の許可を受けないで引き続き六ヶ月以上その事業の全部又は一部を休止したときは、第三条第二項の許可を取り消すことができる。

二 経済産業大臣は、前二項の規定による許可の取消をしたときは、理由を記載した文書をその工業用水道事業者に送付しなければならない。

第三章 施設

(施設基準)

第十二条 工業用水道事業者の工業用水道は、原水の質及び量、地理的条件等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号の要件を備えるものでなければならない。

一 取水施設は、必要量の原水を取り入れることができるものであること。
二 貯水施設は、渴水時においても必要量の原水を送るために必要な貯水能力を有すること。
三 導水施設は、必要量の原水を送るためのポンプ、導水管その他の設備を有すること。
四 净水施設は、原水の質及び量に応じ必要な淨化をするためのちんでん池その他の設備を有すること。

五 送水施設は、必要量の水を送るためのポンプ、送水管その他の設備を有すること。
六 配水施設は、必要量の水を一定以上の圧力で連続して供給するための配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

- 2 工業用水道施設の位置及び配列は、その設置及び維持管理ができるだけ経済的であるように定めなければならない。
- 3 工業用水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に對して充分な耐力を有し、かつ、漏水し、又は汚水が混入するおそれがないものでなければならない。
- 4 前二項に規定するもののほか、工業用水道施設に関する必要な技術的基準は、經濟産業省令で定める。(工事設計の変更等)

- 第十二条** 経済産業大臣は、第三条第一項又は第六条第一項の規定による届出に係る工業用水道施設の工事設計が前条に規定する施設基準に適合しないため工業用水道事業の適正かつ合理的な運営に支障を生じ、又は公共の安全を害するおそれがあると認めるとときは、その届出に係る工事の開始前に限り、その工事設計を変更すべきことを指示することができる。
- 2 経済産業大臣は、第三条第一項又は第六条第一項の規定による届出に係る工業用水道施設の工事設計が前条に規定する施設基準に適合していると認めるときは、遅滞なく、その旨をその届出をした者に通知しなければならない。
- (給水開始前の届出)

- 第十三条** 工業用水道事業者は、工業用水道施設の設置又は変更の工事(經濟産業省令で定める軽微なもの)を除く。)をした場合において、その工事に係る工業用水道施設を使用して給水を開始しようとするときは、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。
- (施設の維持)

- 第十四条** 工業用水道事業者は、工業用水道施設を第十一条に規定する施設基準に適合するよう維持しなければならない。
- 2 経済産業大臣は、工業用水道施設が第十一条に規定する施設基準に適合しないため工業用水道事業の適正かつ合理的な運営に支障を生じ、又は公共の安全を害するおそれがあると認めるとときは、工業用水道事業者に対し、工業用水道施設をその施設基準に適合するように改善すべきことを指示することができる。
- (土地の立入)

- 第十五条** 工業用水道事業者は、工業用水道施設の設置又は変更に關する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えるべき。
- 3 工業用水道事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。
- 4 工業用水道事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入るときは、都道府県知事の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 5 工業用水道事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入ったときは、これによつて生じた損失を補償しなければならない。
- (給水義務)

- 第十六条** 工業用水道事業者は、正当な理由がなければ、何人に対しても、その給水区域における工業用水の供給を拒んではならない。ただし、給水の申込を受けた工業用水の量が次条に規定する供給規程で定める一給水先当りの給水量の最少限度に満たないときは、この限りでない。
- 2 工業用水道事業者は、その給水区域以外の地域において、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給してはならない。
- (供給規程)

- 第十七条** 地方公共団体たる工業用水道事業者は、一般的の需要に応じ供給する工業用水の料金その他の供給条件について供給規程を定め、經濟産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、一般的の需要に応じ供給する工業用水の料金その他の供給条件について供給規程を定め、經濟産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前二項の供給規程は、次の各号に適合するものでなければならない。
- 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
 - 二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 三 工業用水道事業者及び使用者の責任に關する事項並びに導管、水量メーターその他の設備に關する費用の負担区分及びその額の算出方法が適正かつ明確に定められること。
 - 四 特定の者に對し不当な差別的取扱をするものでないこと。
- (供給規程に関する命令及び処分)

- 第十八条** 経済産業大臣は、地方公共団体以外の工業用水道事業者の工業用水の料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適當となり、公共の利益の増進に支障があると認めるとときは、その工業用水道事業者に対し、相当の期限を定め、供給規程の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、供給規程を変更することができる。
- (水質の測定)

- 第十九条** 工業用水道事業者は、政令で定めるところにより、その供給する工業用水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。

- 第二十条** 国は、豊富低廉な工業用水の供給を図るため、工業用水道事業者の工業用水道の布設につき、必要な資金の確保その他援助に努めるものとする。
- 第五章 雜則**
- (自家用工業用水道の届出)

- 第二十一条** 工業用水道事業者が設置している工業用水道以外の工業用水道であつて政令で定めるもの(以下「自家用工業用水道」という。)を布設する者は、給水開始の後遅滞なく、次の事項を經濟産業大臣に届け出なければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 給水先
 - 三 給水能力
 - 四 水源の種別及び取水地点
 - 五 給水開始の年月日
 - 六 給水の申込を受けるための方法

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出をした事項に変更があつたとき、又は給水を廃止したときは、遅滞なく、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。
- (水源調査)

- 第二十二条** 経済産業大臣は、工業用水道の水源の開発上必要な調査(河川法(昭和三十九年法律第一百六十七号)が適用され、又は準用される河川に係るもの)に努めるものとする。
- (報告の徵収)

(立入検査)

第二十四条 経済産業大臣は、工業用水の供給を確保するため必要な限度において、その職員に、工業用水道施設の所在の場所又は工業用水道事業者の事務所に立ち入り、工業用水道施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞の方法の特例)

第二十五条 第十一条第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法（平成五年法律第八十九号）第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(審査請求の手続における意見の聴取)

第二十六条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十二条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に對し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

第六章 罰則

第二十七条 第三条第二項の規定に違反して工業用水道事業を営んだ者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項の規定に違反して第四条第一項第三号又は第四号の事項を変更した者

二 第九条第二項の規定に違反して工業用水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

三 第十六条第一項の規定に違反して工業用水の供給を拒んだ者

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第二項の規定に違反して工業用水を供給した者

二 地方公共団体以外の工業用水道事業者であつて、第十七条第二項の認可を受けた供給規程（第十八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給規程）によらないで一般の需要に応じ工業用水を供給したもの

第三十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七条、第八条第二項、第十三条又は第二十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

三 第二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十四条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 抄

(経過規定)

3 この法律の施行の際現に工業用水道事業を営んでいる者は、第三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けたものとみなす。

6 地方公共団体たる既存工業用水道事業者がこの法律の施行の際現に定めている供給規程（供給規程を定めていないときは、現に定めている供給契約の条件）は、第十七条第一項の規定による届出をした供給規程とみなす。

11 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 地方公共団体以外の既存工業用水道事業者であつて、附則第四項の規定に違反して届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出したもの

二 地方公共団体以外の既存工業用水道事業者であつて、附則第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたもの

三 附則第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

（国の無利子貸付け等）

13 国は、当分の間、地方公共団体に対し、工業用水道の布設で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）

14 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

15 前項に定めるもののほか、附則第十三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

16 国は、附則第十三項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

17 地方公共団体が、附則第十三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十四項及び第十五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

18 附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄
この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の处分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお從前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5	第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
6	この法律の施行前にされた行政手の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたつるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
7	この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
8	前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
9	附 則（昭和三十九年七月一〇日法律第一六八号）抄 1 この法律は、新法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。 附 則（昭和四七年六月二二日法律第八八号）抄 (施行期日)
10	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。 附 則（昭和六一年九月四日法律第八七号） (施行期日)
11	この法律は、公布の日から施行する。 附 則（昭和六〇年五月一八日法律第三七号）抄 (施行期日等)
12	この法律は、公布の日から施行する。 附 則（昭和六一年一月一二日法律第八九号）抄 (施行期日)
13	この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。 附 則（昭和六一年九月四日法律第八七号） (施行期日)
14	この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。 附 則（昭和六一年九月四日法律第八七号） (施行期日)
15	この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。 附 則（昭和六一年九月四日法律第八七号） (施行期日)
16	この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中地方自治法第一百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条

17	の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第一百二条の規定 公布の日 (不服申立てに関する経過措置)
18	第一百六十条の規定により上級行政手があるものとみなして行政不服審査法の規定を適用することとされる場合における審査請求については、第三百十三条の規定による改正前の武器等製造法第三十条の規定及び第二百十六条の規定による改正前の工業用水道事業法第二十六条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、第三百十三条の規定による改正前の武器等製造法第三十条第一項及び第三百十六条の規定による改正前の工業用水道事業法第二十六条第一項中「通商産業大臣」とあるのは、「経済産業大臣」とする。 (国等の事務)
19	第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。 (処分、申請等に関する経過措置)
20	第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）の処分その他の行行為（以下この条において「処分等の行行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行行為（以下この条において「申請等の行行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行行為又は申請等の行行為とみなす。 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に對し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。 (不服申立てに関する経過措置)
21	第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政手（以下この条において「処分手」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政手（以下この条において「上級行政手」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分手に引き続き上級行政手があつるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分手の上級行政手とみなされる行政手は、施行日前に当該処分手の上級行政手である行政手とする。 2 前項の場合において、上級行政手とみなされる行政手が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 (罰則に関する経過措置)
22	第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一四年二月八日法律第一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

1 附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日